

## 新座市ふるさと納税返礼品認定基準

### 事業者について

次の要件を全て満たしているものとします。

- 1 市内に事業所がある法人その他の団体及び個人事業者であること。  
※ ただし、新座市の地場産業の振興や魅力発信等につながると判断されるような場合は、その限りでない。
- 2 個人情報の取扱いを厳重に行えること。
- 3 新座市暴力団排除条例(平成24年新座市条例第7号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。
- 4 市からの依頼後、速やかに寄附者に返礼品を発送できること。
- 5 返礼品に関して寄附者から苦情等があったときは、責任をもってその解決に努めること。

### 返礼品について

次の要件を全て満たしている返礼品とします。

- 1 新座市の地場産業の振興や魅力発信、地元特産品等のPRにつながるものであること。
- 2 品質及び数量について、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- 3 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等の関係法令を遵守したものであること。
- 4 総務省が定める地場産品基準に合致するものであること。

### その他

市が適当でないと認めた場合は、返礼品として採用されない場合があります。